

# 同意書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
野上あゆみ保育園 園長

保護者住所

保護者氏名

(※)保護者本人が自署しない場合は、記名押印してください

このたび、( ) が社会福祉法人 聖隷福祉事業団が運営する放課後児童クラブ(以下、当クラブ)に入所するにあたり、「ご案内」及び下記の内容について同意致します。

## 1. 【届出】

当クラブへの入所申請・提出書類(アフタースクール課に提出したものを含む)は事実に基づいたものを提出致します。また、申請内容に変更があった場合は、速やかに届出を致します。

## 2. 【情報の共有】

申請した内容について、アフタースクール課及び地域児童育成会、民間学童、教育委員会、在学・通学される小学校で情報を共有することについて了承します。

入所許可や利用にあたって、必要と認められる情報を関係機関(学校・幼稚園・保育所等)に照会することを了解します。

## 3. 【保育中の事故】

保育中の万一の怪我、事故等に対しては、学童保育事業保険で対応できる内容以外については補償を求めません。事故等が子ども自身の責任による場合、保険の対象外となることについて了承致します。

尚、当クラブへの登退所中については、保護者の責任範囲とします。

## 4. 【費用負担】

保育料及びおやつ代等は、年度初月度を除き(年度初月度は別途設定)、入所案内書に記載する所定の金額を毎月月末に納めます。月度途中での入所または退所の場合も、当月分の保育料及びおやつ代等は全額納めます。

また、保育料・おやつ代等は、各3回を超えて振込・持参期限に遅れた場合、翌月以降年度内の保育料またはおやつ代等を全額前納致します。

## 5. 【協力】

当クラブは地域の社会貢献を目的とする社会福祉法人による運営であることを理解し、支援職員・保護者間のコミュニケーションを図り、可能な範囲で当クラブの運営に協力致します。

## 6. 【退所】

当クラブの退所を希望する場合は、退所希望の前月15日までに退所届を提出致します。また、次のような場合には、当クラブを退所することに致します。

- ・入所申請・提出書類に虚偽があった場合
- ・育成料・おやつ代等を2ヵ月滞納した場合
- ・当クラブの運営上、支障をきたすとき

# 同意書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
野上あゆみ保育園 園長

保護者住所

保護者氏名

(※)保護者本人が自署しない場合は、記名押印してください

このたび、( ) が社会福祉法人 聖隷福祉事業団が運営する放課後児童くらぶ (以下、当くらぶ) に入所するにあたり、「ご案内」及び下記の内容について同意致します。

## 1. 【届出】

当くらぶへの入所申請・提出書類 (アフタースクール課に提出したものを含む) は事実に基づいたものを提出致します。また、申請内容に変更があった場合は、速やかに届出を致します。

## 2. 【情報の共有】

申請した内容について、アフタースクール課及び地域児童育成会、民間学童、教育委員会、在学・通学される小学校で情報を共有することについて了承します。

入所許可や利用にあたって、必要と認められる情報を関係機関 (学校・幼稚園・保育所等) に照会することを了解します。

## 3. 【保育中の事故】

保育中の万一の怪我、事故等に対しては、学童保育事業保険で対応できる内容以外については補償を求めません。事故等が子ども自身の責任による場合、保険の対象外となることについて了承致します。

尚、当くらぶへの登退所中については、保護者の責任範囲とします。

## 4. 【費用負担】

保育料及びおやつ代等は、年度初月度を除き (年度初月度は別途設定)、入所案内書に記載する所定の金額を毎月月末に納めます。月度途中での入所または退所の場合も、当月分の保育料及びおやつ代等は全額納めます。

また、保育料・おやつ代等は、各 3 回を超えて振込・持参期限に遅れた場合、翌月以降年度内の保育料またはおやつ代等を全額前納致します。

## 5. 【協力】

当くらぶは地域の社会貢献を目的とする社会福祉法人による運営であることを理解し、支援職員・保護者間のコミュニケーションを図り、可能な範囲で当くらぶの運営に協力致します。

## 6. 【退所】

当くらぶの退所を希望する場合は、退所希望の前月 15 日までに退所届を提出致します。また、次のような場合には、当くらぶを退所することに致します。

- ・入所申請・提出書類に虚偽があった場合
- ・育成料・おやつ代等を 2 ヶ月滞納した場合
- ・当くらぶの運営上、支障をきたすとき